

ひろしまサンドボックス推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、ひろしまサンドボックス推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内企業、大学、自治体等の様々な主体があらゆる実証実験を行うことができる場を構築し、県外からも先進的なスタートアップ企業や専門人材を呼び込み、県内企業等とコラボレーションすることにより、県内にAI/IoT等のノウハウや知見を蓄積させ、広島発の新たなソリューションを次々と生み出す共創エコシステムの構築を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) AI/IoT 関連の最新技術情報や事例紹介等の情報提供
- (2) AI/IoT 関連の各種プロジェクトの創出に向けた、会員間のマッチング支援、コンソーシアム形成等の推進
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、広島県、第7条に定める会員及び広島県が特に認める者をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会には、会長を置き、広島県商工労働局長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、事業を統括する。
- 3 会長不在時においては、会長が指名する者が業務を代行する。

(会議の開催)

第6条 会長は、必要に応じて会議を開催し、会議を主催する。

(会員)

第7条 協議会の目的及び事業に賛同する企業、大学、研究機関、金融機関、ベンチャーキャピタル、行政機関、有識者等を会員とする。

- 2 会員の種別は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 法人会員 協議会の目的に賛同する企業又は団体
 - (2) 個人会員 協議会の目的に賛同する個人

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 入会申込書については、書面に代わり電子的な手段を用いることができるものとする。

(会費)

第9条 協議会の会費は無料とする。ただし、専門部会の活動に必要な場合、会長の決定に基づき、別途定めることができる。

(退会)

第10条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 本規約を遵守しないとき又は協議会の名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人会員として入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき

(2) 個人会員として入会した個人が、死亡又は失踪宣告を受けたとき

(専門部会)

第11条 協議会の事業を推進するために、会長の決定に基づき専門部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、広島県商工労働局イノベーション推進チームが行う。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年5月17日より施行する。